

# 食品衛生指導員制度要領

## 1 設 置

公益社団法人日本食品衛生協会の食品衛生指導員制度要綱に基づき、当協会の目的を達成するとともに衛生当局に積極的に協力し、食品衛生の向上を図るため食品衛生指導員を置く。

## 2 資 格

公衆衛生の向上に寄与するための食品衛生に深い関心を有し、この事業に賛同して積極的に活動できる者で、公益社団法人日本食品衛生協会又は当協会の行う食品衛生指導員養成講習会の課程を修了した者とする。

## 3 委 嘱

前項の資格を有するもので各地区長から推薦された者を、香川県及び高松市と協議して会長が委嘱する。

### (1) 委嘱基準

- ① 食品衛生指導員養成講習会の課程を修了した者であること。
- ② 平素から食品衛生に深い関心を有し、人格者であること。
- ③ 食品衛生指導員活動に積極的に参加できる者であること。

### (2) 委嘱の期間

- ① 2年とする。

## 4 任 務

食品衛生指導員は担当地区の食品関係営業者を対象として次の業務に従事するものとする。

### (1) 巡回指導

- ① 関係営業施設を適時に巡回し、食品衛生の保持に必要な改善指導を行う。
- ② 巡回指導に当っては指導票を作成し、一部を地区長に提出し、一部を食品衛生指導員が保管する。

### (2) 許可申請手続き指導

営業許可申請などが円滑に行われ、無許可営業を根絶するため、次の事項について積極的に指導する。

- ① 許可営業の施設基準の周知徹底
- ② 営業許可申請手続きの補助
- ③ 許可の更新及び営業報告の手続きの特例
- ④ 営業施設の変更の調査及び通報

### (3) 食品衛生思想の普及

食品、添加物、器具若しくは容器包装などの食品衛生上の取扱いについて指導を行ない、食品衛生思想を普及する。

### (4) 健康管理への協力

食品関係営業者として、従事者の健康を保持することが重大な責務であることを強調するとともに、営業者及び従事者の健康診断、検便などの実施に協力する。

- (5) 共済事業の推進
- (6) 融資の斡旋
- (7) その他食品衛生の向上に必要な事項について指導する。

## 5 証 票

- (1) 食品衛生指導員が巡回指導などを行う場合においては、身分を示す証票を携行しなければならない。
- (2) 前号の証票は様式1号による。

## 6 勤務心得

- (1) 巡回指導などに際しては、この事業の趣旨の周知徹底を図り、関係業者の納得のうえ実施すること。
- (2) 巡回指導は該当営業者の営業時間内に行うこと。
- (3) 任務遂行に当たっては、食品衛生指導員の任務をよくわきまえ、親切な言語態度で接すること。
- (4) 常に所轄保健所と密接な連絡をとること。

## 7 研 修

食品衛生の向上に必要な事項について毎年研修会を実施する。

## 8 解 嘱

### (1) 解嘱基準

会長は次の各号の一に該当する指導員を解嘱することができる。

- ① 巡回指導数を履行できない者
- ② 巡回指導報告書(指導票)を提出しない者
- ③ 廃業または転業、移転により担当区域を離れる者
- ④ 健康上または素行上の理由等指導員としての資格を欠く者

## 9 施 行

この要領は平成25年4月1日から実施する。

この要領は平成25年11月8日から一部改正する。

## 「食品衛生の日」実施要領

### 1 目的

当協会の目的を達成するため、「食品衛生の日」を定め、会員の食品衛生思想および施設の向上を図り、あわせて一般消費者の食品衛生に対する関心を深める。

### 2 実施要領

「食品衛生の日」を毎月18日と定め、当日は「食品衛生の日」の標識を店頭に掲示することによって一般消費者に食品衛生の向上に努力している実情を認識してもらおうとともに、会員自らも食品衛生の向上のために努力する。

### 3 実施事項

- (1) 営業所を清掃し清潔に整頓する。
- (2) 食品、添加物、器具など点検して衛生的に保管する。
- (3) ネズミ、ハエ、ゴキブリなどの一斉駆除を行う。
- (4) 食品衛生指導員による巡回指導を行う。
- (5) 一般消費者の声を聞くための座談会を開催する。
- (6) 衛生講習会を開催する。
- (7) その他必要な事項。